

研究部会運営規程

(目的)

第1条 研究部会は、テーマごとに首都圏土壤医の会の目的に沿った研究・情報交換等を行い、首都圏土壤医の会の発展に寄与することを目的とする。

(研究部会の設立)

第2条 研究部会の設立は、正会員の申出にもとづき、理事会の承認を得て行う。

2. 設立の申出には、研究部会設立の趣意書と、代表（正会員）、研究部会事務局（代表兼務可）を定めた、会員（正会員、準会員）名簿を提出する必要がある。

(研究部会の廃止)

第3条 研究部会の廃止は、研究部会の代表が理事会に報告し、理事会の承認を経て行う。

(研究部会の開催)

第4条 研究部会は、原則として年2回以上、研究会を開催する。

(研究部会の活動報告)

第5条 研究部会は、原則としてその活動報告を、総会において行う。

(研究部会の運営事務)

第6条 研究部会の運営に係る事務は、研究部会事務局が担当する。

(会計)

第7条 研究部会の運営に必要な費用については、研究部会会費で支弁する。

2. 研究部会会費は、研究部会で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、首都圏土壤医の会の設立の日から施行する。